

## 2020-03-02 : 令和4年第1回定例会（第4日目） 本文

○たいら行雄君 皆さん、おはようございます。

私は、日本共産党県議団として、県政及び県民生活に直接関わる問題について、通告に基づき質問いたします。

まず初めに、新型コロナウイルス対策に関連する問題について伺います。

今、国内での新型コロナウイルスの感染拡大が大きな問題となっており、市民生活に甚大な影響を与えています。現時点において、本県では感染者の報告はないものの、感染に対する県民の不安と恐怖は日を追って高まってきています。こうした状況の下、県民の大切な命を守ると同時に、県民の不安を取り除くためにも、県の果たす役割は極めて重要です。

これまで、PCR検査については、県が必要と判断した場合のみ検査を行うこととなっており、県の報告では、これまでに県内でのPCR検査は、昨日までに五十二件行われ、全てが陰性であったとのことでした。こうした中、現場の医師が必要と認めても検査してもらえなかったという事例も発生しています。

そこで伺います。

第一に、発熱などの症状があったときにどのような対応を取ればいいのか、県のホームページ以外にどのように広報しているか、お答えください。

第二に、検査が必要かどうかの判断は誰が行っているのか。そして、どのような場合に検査の必要性を認めているのか、お答えください。

次に、患者を受け入れる医療機関や医療関係者においても不安が広がっています。一般の医療機関においては、通常の診療を行いつつも、発熱などの患者が来院した場合、新型コロナウイルスも視野に入れた対応が求められます。

そこで伺います。

民間も含めた県内の医療機関においては、院内感染の防止対策などに通常より過剰な人的配置や物品などが必要となるなど、人的、経営的負担も重くのしかかってきます。このことについて県としての見解をお答えください。

さらに、先週の代表質問において成尾議員も質問されたように、各種イベントの中止や観光客の激減などによって、既に様々な業種に大きな影響が出始めています。このことについて、資金繰りが苦しくなるとされる中小企業等への相談窓口を設置し、県としても、緊急のつなぎ融資を行うなど、対策を講ずることが必要と考えますが、県としての見解をお答えください。

以上、一回目の質問を終わります。

○くらし保健福祉部長(中山清美君) 新型コロナウイルス対策に関連して、まず、発熱症状があった場合の対応及び県民への広報についてでございます。

県では、電話での相談を通じて、感染の疑いのある方を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐための調整を行う帰国者・接触者相談センターと、診察を行う帰国者・接触者外来を開設しているところであります。

国が示した相談・受診の目安によりますと、風邪の症状や三十七度五分以上の発熱が四日以上続くような場合や、強いだるさや息苦しさがある場合には、まずは相談センターに電話で相談していただくことになっております。

帰国者・接触者外来の受診が必要となった場合は、受診前に帰国者・接触者外来に必ず連絡した上で、受診していただくことになっております。

相談センターの連絡先や、手洗いやせきがあるときのマスク着用などの感染症対策につきましては、県ホームページのほか、新聞、テレビ等を通じて周知啓発に取り組んでいるところでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症に係るウイルス検査についてでございます。

県環境保健センターにおける新型コロナウイルスの検査につきましては、三月一日現在で五十二件の検査を行っており、いずれも陰性になっております。検査結果は、県ホームページにも掲載しているところでございます。

ウイルス検査の対象者につきましては、発熱の程度や呼吸器症状、海外渡航歴、新型コロナウイルス感染症患者との接触歴の有無など、国の基準が示されており、この基準にのっとり、診察を行った医療機関と保健所との間で協議を行い、検査を実施しているところでございます。

次に、医療機関における感染防止対策についてでございます。

病院や診療所の管理者は、医療法の規定等に基づき、医療の安全を確保する観点から、平時より院内感染対策のための体制を確保しなければならないとされております。

今回の新型コロナウイルス感染症の発生を受けて、国からは、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用等を含む、せきエチケットや手洗い、アルコール消毒などを行うことや、職員が出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められた場合には出勤を行わないことを徹底させること、さらには、面会について必要な場合には一定の制限を設けるなどの対応を検討すること等の感染拡大防止のための留意点について、改めて注意喚起があり、県では、県内の医療機関に対する周知徹底を図ったところでございます。

また、県では、予備費を活用して、帰国者・接触者外来の設置に当たり必要となるゴーグル等の個人防護具や、簡易ベッドなどの設備整備に対する助成を行うこととしております。

県としては、引き続き、医療機関や県医師会等の関係団体に対する情報提供を行うなど、各医療機関における院内感染防止対策の徹底が図られるよう努めてまいります。

○商工労働水産部長（五田嘉博君）新型コロナウイルスの感染拡大に伴う県内中小企業等への影響に対する支援についてでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、県内では、宿泊キャンセルやインバウンドの売上げ減少など、中小企業等への影響が生じております。

企業の経営安定化に向け、国においては、日本政策金融公庫等に五千億円の緊急貸付・保証枠を確保しております。

県では、各商工会議所等と連携し、中小企業等からの経営相談に応じているほか、金融機関等に対し、新規融資等への配慮と、きめ細やかな経営支援について要請を行ったところであります。

さらに、県の要請を受け、国が発動を決定した、借入債務の一〇〇%を保証するセーフティーネット四号保証のほか、国の雇用調整助成金についても周知を図っております。

今後とも、県内企業の状況を注視し、必要な対策を講じてまいります。

[たいら行雄君登壇]

○たいら行雄君 それぞれ御答弁頂きました。

私のところに高齢者の方から日々相談が入っております。感染すると重症化が早く進むということで、高齢者の方々は一日も休まるときがないということです。そして、いつになったら検査が整うのか、このことが非常に心配されるというようなことでした。

ですから、これらのことについてきちんと県としても把握され、そして対応されることを要望しておきたいと思います。

さて、新型コロナウイルス問題については、国の初期対応に問題があり、結果として国民の不安を助長しているものと考えます。本県においては、常に県内の状況を見極めた上で落ち着いた的確に対処するとともに、県民に対し、正確な情報をリアルタイムに発信していただくことを切に要望いたします。

次に、三反園知事の政治姿勢について伺います。

三反園知事は、昨年十二月議会で、七月の県知事選挙に出馬の意向を表明されました。それは私の想定内でしたが、私が驚いたのは、三反園知事が、議会閉会直後に自民党に推薦願を出されたという報道でした。

前回の県知事選で、出馬を予定していた私は、あなたからの候補者一本化の申入れを受けて、政策合意を結び、私の思いをあなたに託したのです。そのあなたが、事もあろうに原発推進の自民党に推薦願を出された。本当に驚くばかりでした。

いよいよ今議会は、県知事選前の私の最後の質問となります。ここで、立候補予定の三反園知事に、改めて原発についてのお考えをお尋ねします。有権者の皆さんに判断材料を提供するためにも、明確にお答えください。

まず、知事は、昨年十二月議会において、自民党大園議員の質問に対し、「政策合意文書の趣旨・目的は既に達成している」と回答されました。これは明らかな虚偽答弁であり、私は驚きと怒りを禁じ得ませんでした。そして直ちに、回答の撤回と謝罪、そして面会を求めましたが、あなたは、議員である私の要請を無視し、二か月以上経過した現在まで、面会はおろか何の回答も示されていません。

私は、あなたのような信頼を裏切る行為を許すわけにはいきません。お互い、選挙によって県民から負託された知事と議員は、仕事上での違いはあろうとも、対等の立場であると私は考えます。したがって、本日の私の質問に対しては、これまでとは違う誠実な対応を強く求めるものです。

そこで伺います。

知事は、何をもって、政策合意は既に達成していると述べられたのか、知事の見解をお答えください。

次に、知事、あなたは前回の県知事選当時、候補者一本化の共同記者会見において、知事自らが「原子力専門委員会の委員構成については、賛成・反対の双方を入れて、原発に関するあらゆる問題について議論する」と明確に発言されていますが、実際は、私たちが推薦した委員は全く任命されず現在に至っています。

そこで伺います。

あなたと約束した政策合意のポイントである専門委員会のメンバー構成と設置目的については、明らかに公約違反であり、政策合意は達成されていないと考えますが、知事の見解をお答えください。

さて、今年七月の県知事選において選ばれる知事には、川内原発の二十年延長運転の是非が問われることとなります。よって、今回の県知事選は、川内原発を止めて廃炉にするという意味で大変重要な選挙です。しかも、知事は、脱原発を掲げて当選されたという経緯をお持ちです。

そこで、候補者の一人として名のりを上げておられる知事に伺います。

改めて、川内原発の二十年延長運転の是非と三号機増設の白紙撤回を明確に表明され

るべきと考えますが、知事の見解をお答えください。

続いて、馬毛島へのFCLP移転に関する諸問題、及び県内での日米共同訓練の問題点について伺います。

馬毛島は、種子島の西約十二キロメートルの海上に位置し、古くからトビウオの漁場として島民の生活を支えるとともに、固有種であるマゲシカが島内一円に群がる自然豊かな宝の島として、地元の皆さんに大切にされてきました。私もこれまで二度にわたって馬毛島に上陸し、島を駆け巡るマゲシカの姿や、どこまでも澄み切った海に魅せられ、まさに宝の島であることを実感しました。

そして今、この宝の島が、日米安保条約の下、我が国の防衛とは何ら関係のないFCLPの移転候補地として、国によって購入が進められつつあります。

しかし、馬毛島は、これまで島の九九%を所有するタストーン・エアポート社が、県に提出した林地開発許可範囲を超えて開発が行われてきました。この違法開発が以前から指摘されてきたにもかかわらず、県は、違法性を確認するための現地調査を平成二十四年十一月を最後に行っていない。

さらに、マスコミ報道で明らかとなったように、この違法に開発された土地を、防衛省は、鑑定額をはるかに超える百六十億円で購入することを決め、昨年十二月十九日時点で馬毛島の六三%の土地を地権者から取得したと発表しています。しかし、そもそも違法に開発された土地を国が購入することが果たして許されるのでしょうか。

このことについて防衛省は、国が取得した土地にある森林は、林地開発許可制度等の対象外となり、原状回復義務が生じることはないとの認識を示しています。しかしながら、たとえ所有者が国に移ったとしても、過去の違法開発の事実がなくなるものではなく、配付した資料にありますように、「国に原状回復義務がある」と、違法開発に詳しい弁護士は明言しています。

そこで伺います。

これまで県として違法開発を確認するための現地調査を行ってこなかった理由をお答え頂くとともに、改めて、直ちに現地調査を行うべきと考えますが、見解をお答えください。

さらに、知事に伺います。

許可を与えた県の責任として、違法性を明らかにした上で、森林法の趣旨に基づいて、県知事として、所有者に対し、原状復旧命令を出すべきと考えますが、知事の見解をお答えください。

次に、二月十八日の衆議院予算委員会における日本共産党田村貴昭議員の質問において、馬毛島の買収費用百六十億円については、辺野古基地建設予算が流用されている事実が明らかとなりました。さらに、二〇一八年度においては、まだ馬毛島へのFCLP移転が決まっていなかったにもかかわらず、米軍再編経費を流用して、馬毛島の設計委託等に三十四億六千七百万円もの辺野古予算が流用されていたことが判明しました。この件はとんでもない重大問題であり、しかも、西之表市長と三反園知事、双方の地元首長には全く説明がなかったとのことでした。

この問題について、八板西之表市長は、防衛大臣宛てに抗議文を提出されています。その中で市長は、施設整備についていまだ決定がなされていない段階での国の対応は、甚だ遺憾であるとし、今後、信頼関係が築けるか不安をもたらすものとして強く抗議されています。私は、地元自治体の長としては至極当然の対応であると考えます。

そこで、知事に伺います。

地元県知事として、八板西之表市長と同様に直ちに国に抗議し、詳細について説明を求めるべきと考えますが、御見解をお答えください。

次に、知事は、馬毛島問題について、これまで、「地元の意向を尊重する」と述べていますが、八板西之表市長はホームページ上で、「私は、市長選挙でFCLP移設反対を唱えて当選しました。馬毛島にふさわしい利用法をFCLP以外に追求する考えは、一切変わっていません」と述べています。このことから、FCLP移転に反対であることは明白です。そして、この馬毛島問題は、県にとっても、県民にとっても、県土が米軍の恒常的な訓練場になってしまうという重大な問題です。

そこで、知事に伺います。

この重大な局面において、地元の知事として自身の考えを明確に述べるべきだと思いますが、見解をお答えください。

続いて、一月末に霧島演習場で行われた日米共同訓練において発生した問題について、県の考えを伺います。

新聞報道によると、今回霧島演習場で行われた日米共同訓練において、米軍との事前確認がほごにされ、オスプレイが経路を逸脱し、授業中の学校や住宅地の上空を旋回したほか、出水市上空では、北帰行中のツルの群れに接近するなどの問題が報道によって明らかになりました。これに対して、当該自治体のえびの市長は、防衛省に対して強く改善を要請すると表明されています。

そこで、知事に伺います。

県民の安全・安心を守るのが知事の最大の仕事の一つであり、このような住民に不安を与える状況を見過ごすことがあってはならないと考えます。よって、えびの市長と同様に、国に対して強く抗議すべきと考えますが、見解をお答えください。

以上、二回目の質問とさせていただきます。

[知事三反園 訓君登壇]

○知事(三反園 訓君)政策合意についてであります。

御指摘の文書につきましては、前回の知事選挙の前に作成したものであり、知事就任後、文書の内容については、既の実現に向けて取り組んでおります。さきの県議会定例会において、文書の趣旨・目的は達成しているものと思っている旨を申し上げたところであります。

私としては、県民の安心・安全を確保する観点から、川内原発に係る防災対策の充実・強化に全力で取り組んでいるところであります。

その上で、多様で豊かな自然を活用し、再生可能エネルギーを推進することで、原発に頼らない社会づくりに向けた歩みを少しずつ進めてまいりたいと、一貫して申し上げております。

原子力専門委員会の委員構成についてであります。

私のやるべきことは、県民の安心・安全の確保であります。専門委員会につきましては、県民の方々には川内原発に対して様々な不安があることから、これを解消するため、県民の安心・安全の観点から設置したものであります。

その県民の思いに応えるため、専門委員会においては、賛成・反対を議論するのではなく、川内原発の安全性の確認や避難計画の検証などについて、技術的・専門的見地から意見、助言を頂くこととしたところであります。

このようなことから、委員の選任につきましては、人柄、これまでの経験、実績、周りの評価など

総合的に判断いたしまして、中立・公正に、技術的・専門的見地から、防災対策など県民の安全・安心を高める意見、助言を頂ける方を選任したところであります。

川内原発の運転期間についてであります。

原子力発電所の運転期間は、原子炉等規制法で四十年とされており、国の原子力規制委員会が認めた場合、一回に限って二十年まで延長することが認められております。

そのことを踏まえて、これまでも一貫して、運転期間は原則四十年と申し上げてきております。

次に、川内原発の三号機増設についてであります。

東京電力福島第一原発事故後の状況や、今の県民の安心・安全に対する思いを考えますと、三号機の増設を進める状況にはないと考えております。

馬毛島における米軍空母艦載機着陸訓練、いわゆるFCLPにつきましては、これまでも繰り返し申し上げているとおり、防衛・安全保障政策は国の専管事項であり、国が地元には十分かつ丁寧な説明を行っていただきたいと考えております。

県といたしましては、今後とも地元の動向を注視してまいりたいと考えております。

○環境林務部長(藤本徳昭君)馬毛島の林地開発に係る現地調査についてであります。

馬毛島の林地開発に係る現地調査については、これまでも継続的に土地所有者と実施に向けての調整を行ってまいりましたが、代表者が全ての調査に立ち会う意向があり、業務日程の中で調整が折り合わなかったこと、また、天候の都合などもあり再調査が実施できなかったことから、昨年以降も、数次にわたり再調査に向けた日程調査の申入れを行ってきたところであります。

こうした中、防衛省から、昨年十二月二十日時点で馬毛島全体の六三%の土地を取得している旨の説明がなされたところであります。

林地開発の許可地が開発行為の完了前に国有化されるといった事案は、本県において前例がないことから、現在、こうした事案の取扱いについて、森林法を所管する林野庁に確認を行っているところであります。

県といたしましては、その回答を踏まえ、具体的な対応策を検討することとしております。

所有者に対する原状復旧命令についてであります。

森林法におきましては、開発行為の許可に関する規定に違反した者に対し、復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができることとされております。

林野庁の通達においては、違反行為者に対して、行政指導により違反行為の是正を求めることは効果的であることから、これを積極的に活用することが望ましいとされております。その上で、行政指導を継続しても違法行為の是正が図られない場合には、違反行為者に対して、森林法に基づく復旧命令を迅速に発出することとされております。

このため、行政指導による是正や復旧命令を行う相手方は、あくまで違反行為者であると考えております。

○企画部長(古藺宏明君)防衛省への対応についてであります。

先日の衆議院予算委員会での議論を受けまして、防衛省に対し事実関係をただしたところ、防衛省からは、施設の設計を含む施設整備に係る検討業務については地元で説明していなかったことを認めた上で、今回の反省を踏まえ、今後、より一層、丁寧に対応してまいりますとの回答があったところであります。

県では、防衛省に対し、丁寧な説明と正確な情報提供を行うよう、改めて要請したところであり

ます。

○危機管理防災局長(地頭所 恵君) 日米共同訓練における飛行経路逸脱への県の対応についてでございます。

県といたしましては、一月三十一日に九州防衛局に対し、飛行経路逸脱の原因等について説明を求めたところです。

これに対して、二月十二日に開催された霧島演習場使用協定に基づく協議会において、米軍に確認したところ、訓練当日は風が強く、安全確保のため、急遽、事前説明と異なるルートを飛行したとの説明を自衛隊から受けております。

また、当協議会では、湧水町長から、飛行ルート変更の情報提供の要望がなされたところです。

県としても、事前説明と異なる状況などが生じた場合は、県及び地元自治体へ速やかな情報提供と十分な説明を行うよう要請するとともに、訓練に当たっては、住民の安心・安全の確保に万全を期するよう要請したところです。

今後とも、地元の意向を尊重するとともに、住民の安全確保等を要請してまいります。

たいら行雄君 自席から質問させていただきます。

まず、原発についてでありますけれども、知事、私は知事に何度も同じことを聞いておりますが、先ほどの回答は、十二月議会での回答と全く変わっておりません。私は、知事自らがおっしゃっていたことを知事に確認しているだけなんです。自分自身が賛成・反対の両方を入れてやるといったことについて、なぜ守っていただけなかったのか、そのことを明確に答えていただきたいだけですので、それについてははっきりとお答えください。

○知事(三反園 訓君) 県民は、世論調査でもそうでありますけれども、そこに今、原発があるわけですし、また、使用済み核燃料もそこにあるわけですので、安心・安全、防災対策に全力を挙げてほしいという声の大事であり、大切であると私自身は思っております。そのためにベストな人材を選んだということでもあります。

○たいら行雄君 それでは回答にならないんですよ。ですから、そういう意味では、はぐらかしてしまっているというふうにはしか思えません。

さらに、私は過去の議事録を調べてみました。議事録では、二〇一六年第四回定例会で、この新しくつくられる委員会において、国とか規制委員会あるいは内閣府に対して、何か意見を言おうという委員会ではない。このように答弁されております。

さらに、その後開催されました専門委員会からの意見書が出されております。これは二〇一七年、平成二十九年二月十六日付ですけれども、知事選の翌年です。これについて、意見書の中では、本委員会は、原子力発電所自体の是非については検討対象外とし、現実に存在する云々ということになっております。これは、この委員会は知事の肝煎りでつくられた委員会です。委員会がつくられるや否や、このような形で、原発自体の是非については問わない、考えない、議論しない、このように規定していること、そのものが私は政策合意、つまり公約に違反しているのではないかと考えますが、知事の見解はいかがでしょうか。

○知事(三反園 訓君)先ほどから答弁しておりますけれども、県民の方々の様々な声をお聞きしておりますが、県民の方々が望んでいるのは防災対策の充実であると思っております。

その県民の思いに応えるために、専門委員会においては、賛成・反対を議論するのではなくて、川内原発の安全性の確認や避難計画の検証などについて、技術的・専門的見地から意見、助言を頂くこととし、中立・公正に、防災対策などの県民の安心・安全を高める意見、助言を頂いているところでございます。

そして委員の方々には、これまでも、長時間にわたり、川内原発の安全性の確認、そして避難計画の検証など様々な観点から厳しい御意見を頂くなど、県民の安心・安全のための熱心な、活発な議論を頂いているところでございます。

防災訓練のときにも、委員の方々が現場に赴いて、様々なことについてチェックし、そしてまた専門委員会の中でも様々な反省点を述べていただいているところであります。改善点の中で、また防災計画、安全・安心が高まるように我々としては全力で取り組んでいるところでございます。

○たいら行雄君 その回答そのものがこれまでの繰り返しであり、私自身納得できないということなんです。

私は、改めて知事に対して、この政策合意はほごにされていると言わざるを得ない。このように解釈いたします。

そして、県民が望んでいるのは、安心・安全はもちろんですけれども、その安心・安全を脅かす原発があるということ自体が非常に不安なんです。ですから、その元を絶っていくことをぜひ知事には進めていただきたい。このように考えております。

続いて、馬毛島について伺います。

お手元にもお配りしておりますが、この馬毛島について、上空からの写真と、それから模式図が載っております。その模式図の地図によりますと、この黒く塗られた部分が、本来、県が許可をした開発ですが、それ以外、塗られているところにつきましては、それを越えてどんどん開発が進められているという実態になっております。上空から見てもそれがはっきりとしている状況の中で、なぜ現地調査をためらっておられるのか。これは違法行為だというふうに疑われている以上、強制的にでも入って調査すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○環境林務部長(藤本徳昭君)今、強制的に調査ができないのかというお話でございました。

一般的に、行政手続としての立入調査につきましては、相手方の承諾のない強制的な調査はできないとされているところでございます。

森林法におきましても、第百八十八条において立入調査等を定めておりますけれども、相手方の承諾なしには困難とされており、強制的な現地調査は難しいとされているところでございます。

○たいら行雄君 私が申し上げているのは、善良な業者であればそれが通用するかもしれませんが、しかしながら、何度にもわたって無視したりとか、あるいは、立会いに応じてもらえない、こういうことを見過ごしていいのかということなんです。ですから、ここは県の指導性をきちんと発揮して、そして業者にもきちんと立会いを求めてやっていくことが筋ではないかなと思いますので、その点について改めて申し述べておきます。回答は要りません。

それから、この馬毛島の問題についてもそうですけれども、原発の問題も共通しますが、知事はやっぱり知事としての自覚が足りないのではないかと、このように考えます。この馬毛島問題については、地元の西之表市長は、これらの頭越しに開発が進められているという状況について、抗議文を防衛省に提出されております。それだけ怒っていらっしやいます。なのに、地元知事である三反園知事は冷静な態度をとっていらっしやいます。私は、やはりここで三反園知事は、きちんと地元の西之表市長の意向も踏まえて防衛省に対して抗議をするべきだ、このように考えますが、いかがでしょうか。

○企画部長(古藺宏明君) 今回の設計委託について地元の説明がなかったということにつきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、その事実関係をただして、防衛省は反省をしていると、反省を踏まえて今後対応するということでしたので、そういう意味で申し上げますと、私どもは、ただしたという表現を使っておりますけれども、事実上の抗議なり、遺憾の意の表明なり、そう受け取っていただいて結構かと思えます。

○たいら行雄君 最後に、この件について、もう一回だけ知事に伺います。

地元の知事として、やはりFCLPについては受け入れない、現時点においてそういうふうな態度表明すべきだと思えますが、いかがでしょうか。

○知事(三反園 訓君) 県といたしましては、これまで申し上げているとおり、防衛・安全保障政策は国の専管事項であり、国が地元に分かつ丁寧な説明を行っていただきたいと考えております。今後とも地元の動向を注視してまいりたいと考えております。

[たいら行雄君登壇]

○たいら行雄君 それぞれ御答弁頂きました。

川内原発や馬毛島の問題、そして日米共同訓練などについては、県民の命と暮らしに関わる重要な問題であることから、地元の県知事におかれては、国に対しても毅然とした態度で厳しく向き合っていくことが求められます。このことを肝に銘じて、今後の県政に当たっていただくよう強く求めまして、次の質問に移ります。

次は、子供医療費無料化公約実現に向けた知事の見解について伺います。

昨年十月から実施されている子供医療給付制度は、住民税非課税世帯の未就学児に限り、病院窓口無料とされており、対象児の六人に一人しか対象となっておらず、平等性を欠いた制度となっています。このような中、他県は所得制限を設けずに現物給付を行っているところが多く、財布の中身を気にせず安心して受診させることが可能となっています。

さらに、今議会において、令和三年四月から、住民税非課税世帯という所得制限を残したまま高校生まで拡充すると表明されましたが、その対象は一三%と、これまで以上に対象が狭くなっており、このままでは不平等性が拡大してしまいます。また、対象を高校生まで拡充すると、現行の制度は国によるペナルティーがかかってしまいます。

そこで伺います。

第一に、本県が住民税非課税世帯に限っていることについて、全国でも遅れた制度であるとの認識はありますか。県の見解をお答えください。

第二に、住民税非課税世帯を高校生まで拡充した場合、これに係る県全体での国保ペ

ナルティーの額をお答えください。

また、これに対しては、県が負担すべきと考えますが、対応についての見解をお答えください。

次に、乳幼児医療給付事業の拡充については、全ての子供を対象とするよう一万筆を超える署名が集められたところであり、これが多くの県民の要望であると考えます。そもそも知事のマニフェストでは、所得に関係なく全ての子供を対象としており、県民の要求に合致しています。

そこで伺います。

知事の今期最後の予算編成の中で、マニフェストの総仕上げとして、窓口での一時払いを完全にゼロにして県民の願いに応えるべきと考えますが、知事の見解をお答えください。

次に、高過ぎる国民健康保険の引下げについて伺います。

二〇一八年度から国保の都道府県単位化が始まり、国保税の保険料の計算方式がそれ以前とは全く異なるものとなりました。具体的には、県が一年分の県単位の医療費を試算した上で、複雑な計算を経て翌年の国保事業費納付金の算定結果を示し、市町村ごとの一人当たりの国保税の金額が決められます。ですから、県の責任は非常に重いものとなります。

こうした中、本県における令和二年度の国保事業費納付金の算定結果について、昨年十一月に県が市町村に示した仮算定額と、二月に示した算定結果が大きく乖離していました。

そこで伺います。

これによって、市町村の予算編成にも大きな影響があったと思われませんが、乖離した理由をお答えください。

また、激変緩和措置を行っているにもかかわらず、一人当たりの保険税必要額が令和元年度と比較して、県内四十三市町村のうち垂水市を除いた四十二市町村が引き上げられることとなります。特に、離島においては一〇%を超える伸び率となった市町村が多く、国保税を払えない世帯が増加することが非常に危惧される場所です。これについて、県の見解をお答えください。

また、本県においては、現在でも国保税が払えず滞納している世帯が約三万世帯にも上っています。したがって、我々日本共産党は、現在でも高過ぎる国保税を引き上げるのではなく、一刻も早く引き下げることが必要と考えます。特に、均等割については、子供が一人増えると、鹿児島市の場合二万七千二百円増えることとなり、子育て支援の観点からも、国と県が負担すべきと考えます。

そこで伺います。

現在でも高過ぎる国保税を引き下げのために、国保均等割の廃止も含めた抜本的減額措置を検討すべきと考えますが、県の見解をお答えください。

次の六については、時間の都合上、要請に代えさせていただきます。

次に、本県の農業促進に向けての被災農家への支援対策について伺います。

昨年、主に大隅地方においてサツマイモの病害による被害が広範囲に発生し、収穫が得られないために、農家からは生活困窮を訴える相談が多く寄せられました。しかしながら、県においては、台風や豪雨、雪害や塩害などの個人の生産者に対する生活保障はなく、多くの相談者が、このままでは農業は続けられない、もう農業はやめようなどと

悲鳴を上げています。

本県において、農業は基幹産業であり、次世代も含めた担い手づくりに力を入れている一方で、このような形で貴重な働き盛り世代の農家の離農を許してしまえば、本県農業は必ずや衰退してしまいます。したがって、本県の農業を守るためには、個別農家の生活をしっかりと支えることが重要と考えます。

そこで伺います。

本県の基幹産業である農業を守り続けるために、担い手づくりを推進する立場から、国、県、市町村などとの協力のもと、個別農家を守るための施策を検討すべきと考えますが、見解をお答えください。

これをもって、三回目の質問とさせていただきます。

○子育て・高齢者支援総括監(吉見昭文君)本県の子供医療費助成制度に対する認識についてでございます。

他県における子供医療費の助成状況について、いわゆる現物給付方式のみを採用しているのは、昨年八月時点で三十都道府県でございまして、このうち二十三都道府県は、金額等は様々ですが、一定の自己負担額を徴しており、窓口負担ゼロとはなっていないところでございます。さらに、この二十三都道府県のうち十二府県は、住民税非課税世帯についても自己負担額を徴しているところでございます。

また、対象年齢につきましては、入院・通院で取扱いが異なる自治体もございしますが、入院の場合で申し上げますと、四歳未満とする県が一県、未就学児までが二十府県、小学生までが七道県、中学生までが十四都府県、高校生までが四県となっているところでございます。

このように、各県の子供医療費助成制度につきましては、その取扱いは様々であり、それぞれの自治体が、財政状況や優先順位等を勘案しながら、対象年齢や所得制限、自己負担額、助成方法等を決定しているものと認識しております。

次に、国保の減額調整措置への対応についてでございます。

子供医療給付事業を住民税非課税世帯の高校生まで拡充した場合における国民健康保険の減額調整措置による影響額につきましては、医療費が制度拡充前の最大二倍になるとの前提で、国が示している算定方法により各市町村に算定していただいたところ、県内市町村全体で一億五千万円程度となったところでございます。

国民健康保険の減額調整措置につきましては、国の制度であることから、その影響額を県で補填することは考えておりませんが、県開発促進協議会等を通じて、国に対し、未就学児に限らず全て廃止するよう提案しているところでございます。

特に、住民税非課税世帯につきましては、その経済的負担を軽減する必要があることから、今後、国に対し強く提案、要望してまいります。

次に、子供医療費無料化へ向けた対応についてでございます。

子供医療費助成制度については、まずは、経済的な理由から医療機関の受診を控え、症状が重篤化することを防ぐため、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等での窓口負担をなくす新たな制度を平成三十年十月から開始したところでございます。

小学生以降の子供たちにつきましても同様であり、その健やかな成長のためには、経済的な理由により医療機関の受診を控え、症状が重篤化することがあってはならないと考えております。

本県は、自主財源に乏しい脆弱な財政構造であること、扶助費が増加傾向にあること、公債費が高水準で推移することが見込まれるなど、厳しい財政状況ではございますが、医療機関等

での窓口負担をなくす制度の対象を、これまでの未就学児に加え、令和三年四月から新たに、住民税非課税世帯の高校生まで拡充する予定としたところでございます。

○くらし保健福祉部長(中山清美君)国民健康保険税に関しまして、国保事業費納付金の算定結果と仮算定との乖離についてでございます。

国民健康保険事業費納付金につきましては、国から示された係数等を用いて算定しているところです。

この係数は、十月に、予算編成や保険料率の検討等のための参考値として、仮算定の係数が示され、その後、十二月に、本算定の係数が示されることになっております。

この本算定の係数は、仮算定が示された後、医療費の実績等に基づいて精査されるものであることから、仮算定の係数との間で乖離が生じ、算定結果にも乖離が生じたものと考えております。

一人当たり保険税必要額の増加についてでございます。

一人当たり保険税必要額は、医療給付費から公費等を除いたものを被保険者数で除したもので、参考として示したものでございます。

実際の保険税額の賦課に当たりましては、被保険者の負担能力に応じて国保税を負担することとなっており、さらに、所得の低い被保険者については、所得に応じた軽減措置等が講じられているところでございます。

次に、国保税に関する抜本的減額措置についてでございます。

国民健康保険は、被保険者の相互扶助により成り立つ社会保険制度でありまして、公平な税負担が制度成立の前提になることから、相応の保険料を負担する必要があるとされているところでございます。

また、所得の低い被保険者については、所得に応じた軽減措置等が講じられているところでございます。

県におきましては、保険給付費等の九%相当額を県繰入金として支出しているほか、低所得者数に応じて支援する保険者支援制度等についても、一定の割合を負担するとともに、医療費の適正化や保険者努力支援交付金の確保等の観点から、医療費分析や糖尿病重症化予防対策などに取り組んでいるところであります。

なお、子供に係る均等割保険料の軽減措置の導入につきましては、子育て支援等の観点から、全国知事会等を通じて国に要望しているところでございます。

○農政部長(満菌秀彦君)被災農家への被害対策についてでございます。

農業は、自然災害や病虫害による収量減少、市場価格の低下をはじめ、様々なリスクにさらされており、これらのリスクに備えるため、公的な農業保険として平成三十一年一月から収入保険が導入されております。

この収入保険は、全ての農産物を対象に、国の補助金や農業者の保険料等をもとに、農業経営全体の収入減少を補償する制度であり、例えば、サツマイモが病害を受け出荷できない場合や、けがや病気で収穫できない場合など、農業者の経営努力では避けられない収入減少も対象となっております。

また、大きな損害発生時には、補填金が支払われるまでの間、無利子のつなぎ融資を受けることも可能でございます。

県といたしましては、収入保険は、農業経営のセーフティーネットとして、農業者の経営安定

につながる大変有効な施策であると考えており、積極的な加入促進に努めてまいります。

○たいら行雄君 自席から質問させていただきます。

まず、子供医療費の問題につきまして、ペナルティーのことですが、これは未就学児という範囲からいくと、高校生まで延ばすのではなくて、未就学の範囲で非課税世帯という状況であると、ペナルティーがかからないと思うんですけども、この判断でよろしいかということと、もう一つは、県が制度を変えることによって被るペナルティーについては、やはり県がきちんと対処すべきじゃないかと思います。

群馬県でも同じようにペナルティーを受けていますが、それぞれのところで、県が負担をしているという状況が聞いてとれます。そういう意味で、県の見解をもう一度お聞かせいただけないでしょうか。

○子育て・高齢者支援総括監(吉見昭文君) 国保の減額調整措置につきましては、今現在の制度では、未就学児であれば、所得制限にかかわらず全くペナルティーはかかりません。これを超えますと、非課税世帯であってもペナルティーがかかるというのが今の現状でございますので、私どもといたしましては、せめて非課税世帯については、未就学児だけではなくて高校生まで国保のペナルティーを廃止していただきたいと、そういう要望を強くしたいと思っております。

それから二点目ですけれども、県が制度を変えることによってというお話がございましたが、今回の制度は、市町村がこの制度をされる場合に、県がその二分の一を助成するという制度でありまして、最終的に御判断頂くのは市町村でございます。

群馬県のお話もございましたが、これは正直に申し上げまして、私どもとは財政状況が全く違います。私どもも、制度の半分は財政論だと考えておりますので、財政状況を踏まえた対応になるかと思っております。

○たいら行雄君 財政につきましては、私もこれから調べてまた御報告したいと思いますが、私が見て分らないのは、知事は、子供たちに生まれながらにして差別があってはならない、そうおっしゃっている。お母様方といいますか、保護者もとにかく平等性を求めている。ですから、未就学児まで何とか全員お願いできないかと、そこは一致しているんですよ。なのに、なぜあえてペナルティーを科せられるような高校生までというところを選択されるのか、これがなかなか分からないんですけども、これについてはやはり財源だけの問題でしょうか、お答えください。

○知事(三反園 訓君) これも繰り返し申し上げていることであります。経済的な状況の中で子供を病院に連れていけない、それがあってはいけないと、そういうことだと私は認識しておりまして、それが、生まれながらにして格差があってはならないという中で、医療、食、教育について、今、全力で、今回の予算もそうありますけれども、計上させて支援していきたいと、そう思っているわけでございます。

もう少し言いますと、これももう何回も繰り返しておりますけれども、先ほど担当部長が言いましたとおりでありまして、いつも富士山に例えておりますが、登らないといけない、そうなんです。でも、なかなか登るための体力が実際ないわけでありまして。でも、そこで必要な人がいたら、二合目、三合目まで登ろう、四合目まで登ろうという形の中で、ようやく三合目、四合目まで今、登っ

てきているわけでありませう。最終的に体力をつけて頂上を目指して頑張っていきたいと、そう思っております。

○たいら行雄君 今の発言に対してですけれども、私もいろいろと調べてみた中で、鹿児島と同じあるいは鹿児島よりも財政状況が低い中でも、制度としてきちんと鹿児島を上回っている制度もたくさん見受けられます。そして、この子供医療制度につきましても鹿児島よりも上回っているところが散見されます。

そのような状況等を踏まえて、私も求めているところでありますし、私は、この鹿児島県の場合には、お金がないのではなくて、このような福祉の心がないのではないかと、このように感じてなりません。

ですから、そういう意味では、改めて、また考え直していただきたいと要望を申し上げたい。このように思います。

[たいら行雄君登壇]

○たいら行雄君 それぞれ御回答頂きました。

子供医療費の問題等につきましては、私どもは保護者の方々の要望をいかに聞き取るか、そういう面では大変重要な問題だと思いますし、国民健康保険の問題についても、既に三万人を超える方々が保険証のないまま過ごしている。この方々の健康被害がいかげなものであるということが心配でなりません。

そういう意味では、きちんと県としてこの問題について向き合って、そしてきちんと対応していくことが求められていると考えております。ぜひそのような形で対処していただきますよう、三反園知事には改めて申し述べさせていただきたい。このように考えます。

さて、知事は、今議会の施政方針において、どこよりも幸せを実感できる鹿児島を実現し、さらなる県民福祉の向上につなげていくと表明されましたが、現実はどうでしょうか。財布の中身を気にしながら受診する子供医療費制度、高過ぎて払えず滞納が増え続ける国保税、全国最下位の最低賃金など、県民の福祉や生活向上に直接つながる政策が遅々として進まない一方で、桜島トンネル構想の再燃や超大型クルーズ船の受入れ整備など、不要不急の大型公共事業に巨額の県民の血税がたぎ込まれようとしている状況では、本当の意味で幸せを実感できることにはつながらないと思います。

したがって、三反園知事には、本気で県民の福祉向上につなげるための予算措置を改めて求めるものです。

さて、今回の質問は、県知事選前に直接知事に質問できる最後の機会でした。本日の三反園知事の回答を伺い、私はこれ以上、三反園知事、あなたに県民の命と暮らしを任せるわけにはいきません。そういう思いを強くしました。

あなたと政策合意を交わし、三反園県政を誕生させた当事者として、私はその責任を痛感しています。そして今、三反園県政を終わらせる使命すら感じています。私は、次の県知事選において、改めて、川内原発の二十年延長問題、馬毛島問題を大争点として、県民の命と暮らしを守る県政実現を目指し、戦う決意を申し述べ、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

